

一宮市高等学校等就学助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校等に在学する生徒の就学に係る保護者等に対して、高等学校等就学助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 高等学校（専攻科及び別科並びに通信制の特科を除く。）
- (2) 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
- (3) 特別支援学校の高等部（専攻科及び別科を除く。）
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- (5) 専修学校（修業年限が3年の高等課程に限る。）
- (6) 愛知朝鮮中高級学校（高級部に限る。）

2 この要綱において「公立高等学校等」とは、国（国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）及び地方公共団体の設置する高等学校等をいう。

3 この要綱において「私立高等学校等」とは、公立高等学校等以外の高等学校等をいう。

4 この要綱において「施設入所生徒」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第27条の2第1項の規定により入所措置が採られ、同法第41条に規定する児童養護施設のうち一宮市内に所在地を有するものに入所している生徒をいう。

5 この要綱において「保護者」とは、高等学校等に在学する生徒（施設入所生徒を除く。）に対して親権を行使する者をいう。ただし、生徒に親権者がいない場合にあっては、生徒（施設入所生徒を除き、当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者をいう。）とする。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、当該年度の10月1日（以下「基準日」という。）現在、高等学校等に在学し、かつ、一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の奨学金の支給を受けていない生徒に係る保護者であって、基準日において一宮市に住所を有し、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該生徒が私立高等学校等に在学する場合

- ア 区分私Ⅰ 基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護を受けている者
- イ 区分私Ⅱ 当該年度に係る市県民税の税額控除前所得割額の合算額が272,500円未満の者

(2) 当該生徒が公立高等学校等に在学する場合

- ア 区分公Ⅰ 基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護を受けている者
- イ 区分公Ⅱ 当該年度に係る市県民税の税額控除前所得割額の合算額が非課税の者

2 前項各号に掲げる合算額を算定する場合において、保護者が複数あるときは、その全員に係る合算額を同項各号に掲げる合算額とする。

3 交付対象者が転勤等により一宮市外に住所を移し、単身で生活することを常況としている場合で、生徒及び生活を共にする者の生活の本拠が一宮市内にあるときは、第1項の規定の適用に当たっては、当該対象者が一宮市内に住所を有しているものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、基準日現在、高等学校等に在学し、かつ、一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の奨学金の支給を受けていない施設入所生徒は、交付対象者とする。

5 第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、同項各号の要件に該当しない者に対しても助成金の交付を行うことができる。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、年額10,000円とする。

(交付期間)

第5条 助成金の交付期間は、高等学校等に入学した年度から3年度を限度とする。ただし、定時制及び通信制にあつては、入学した年度から4年度を限度とする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の11月末日までに、一宮市高等学校等就学助成金交付申請書（様式1）に当該年度の10月1日において生徒が現に在学している高等学校等の学校長（次条において「学校長」という。）が証明する在学証明書（様式2）を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、在学証明書については、市長がやむを得ないと認めるときは、市長が適当と認める書面をもってこれに代えることができる。

2 市長は、申請者の資格を確認するため、必要な資料の提出を求めることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された一宮市高等学校等就学助成金交付申請書その他の資料の内容を審査し、適当と認めたときは一宮市高等学校等就学助成金交付決定通知書（様式3）により、不適当と認めたときは一宮市高等学校等就学助成金不交付決定通知書（様式4）によりそれぞれの申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第8条 助成金の交付は、申請者名義の口座へ振り込む方法により行うものとする。

(返還等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の申請をし、又は交付を受けた者があるときは、その者に係る助成金の交付の決定を取り消し、又はその者が受けた助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 助成金の交付を受けることができる権利は、これを第三者に譲渡し、又はその権利に質権その他のいかなる物権も設定してはならない。

(帳票)

第11条 この要綱の施行に関し必要な帳票の名称は、次のとおりとし、その様式は、市長が別に定める。

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 様式1 | 一宮市高等学校等就学助成金申請書 |
| (2) 様式2 | 在学証明書 |
| (3) 様式3 | 一宮市高等学校等就学助成金交付決定通知書 |
| (4) 様式4 | 一宮市高等学校等就学助成金不交付決定通知書 |

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の申請及び交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年9月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。